

## 事務局から

## ◆研究会の事業（平成14年度）

## 調査研究事業

- (1) 小田原市における腎疾患管理で卒業等により、管理解除となった者に対する追跡調査  
 学校検尿で発見される尿異常者のその後の経過を把握し、腎疾患に関与する因子を解明すると同時に、腎疾患管理のあり方を確立することを目的として、前年度に引き続き継続25年目を  
 在学時および卒業後の追跡検査のデータ、判定結果、精検結果等を整理。  
 アンケート調査による現況確認。  
 小田原市教育委員会の協力のもとに、平成15年3月30日(日)21名を対象に精密検査を実施。  
 責任者 木内 豊治( 本会幹事・小田原医師会 )  
 藤原 芳人( 本会幹事・横浜市医師会 )

## 調査研究

- (1) 学校現場と医療分野の連携を図るため、平成15年2月20日鎌倉市養護教諭部会と講演と情報交換の会を実施した。25名が参加。  
 責任者 長坂 裕博( 本会幹事・横浜市アレルギーセンター診療担当部長 )
- (2) 全身性かつ多臓器疾患に伴う腎障害の検討。  
 責任者 小坂橋 靖( 本会会長代行・聖マリアンナ医科大学小児科教授 )

## 研究会の開催（第28回）

- 平成14年9月7日(土) 松村・ガーデンホールにおいて研究会を開催。出席者は33名。  
 講演 「健康者と向き合う医療」  
 講師 県立栄養短期大学学長  
 鈴木 忠義先生

## 医師部会研究会の開催

- (1) 第32回研究会  
 平成14年7月13日(土) 神奈川県予防医学協会にて開催。出席者は40名。  
 テーマ 「尿試験紙及び尿沈渣検査の標準化について」  
 日本臨床検査標準協議会( JCCLS )のガイドラインの紹介  
 講師 神奈川県予防医学協会理事・検査部長  
 青木 芳和先生
- (2) 第33回研究会  
 平成14年12月7日(土) 神奈川県予防医学協会にて開催。出席者は21名。  
 テーマ 「尿中酵素及び尿中低分子蛋白質の経時的測定による腎機能の傾向予測」  
 講師 神奈川県予防医学協会臨床検査科  
 渡辺 和子先生

## 知識普及活動

- (1) 研究会機関誌「じん」発刊23・24号合併号(2,500部)を発行。
- (2) 腎臓手帳800冊の販売。
- (3) ホームページ  
 ( URL <http://www.shouni-jin.jp/> )  
 アクセス数 1,298件( H15. 3 .31現在 )

## ◆研究会の事業（平成15年度）

## 調査研究事業

(1) 小田原市における腎疾患管理で卒業等により、管理解除となった者に対する追跡調査。（検診事業は今年度で終了・但し成績判定は16年度分として実施予定）

学校検尿で発見される尿異常者のその後の経過を把握し、腎疾患に関与する因子を解明すると同時に、腎疾患管理のあり方を確立することを目的として、前年度に引き続き継続26年目。

在学時および卒業後の追跡検査のデータ、判定結果、精検結果等を整理。

アンケート調査による現況確認。

小田原市教育委員会の協力のもとに、平成16年3月28日(日)28名を対象に精密検査を実施。

責任者 木内 豊治(本会幹事・小田原医師会)  
藤原 芳人(本会幹事・横浜市医師会)

## 調査研究

(1) 学校現場と医療分野の連携を図るため、各市町村養護教諭部会と講演と情報交換の会を実施予定したが、今年度は直前の計画変更により実施出来なかった。

責任者 生駒 雅昭(本会幹事・聖マリアンナ医科大学講師)

(2) 各地区の判定委員会の現状と問題点の把握  
平成15年11月29日(土)(内科医との連携)

責任者 小坂橋 靖(本会会長・聖マリアンナ医科大学小児科教授)

## 研究会の開催（第29回）

平成15年9月26日(土)神奈川県予防医学協会において研究会を開催。出席者は36名。

講演 「小田原市における学校腎臓検診10年間のまとめ」

講師 小田原医師会  
学校保健担当理事 古藤 しのぶ先生

## 医師部会研究会の開催

(1) 第34回研究会

平成15年7月12日(土) 神奈川県予防医学協会にて開催。出席者は29名。

テーマ 1. 川崎市学校検尿で尿異常を指摘され管理されている症例の検討  
2. 日本臨床検査標準協議会(JCCLS)の赤血球円柱判定の問題

講師 1. 聖マリアンナ医科大学  
生駒 雅昭先生  
2. こども医療センター  
高橋 英彦先生

(2) 第35回研究会

平成15年12月13日(土) 神奈川県予防医学協会にて開催。出席者は25名。

テーマ 1. 「判定委員会担当市の学校検尿で尿異常を指摘され管理されている症例の検討」  
2. 「降圧剤の腎保護作用」

講師 1. 東海大学小児科  
新村 文男先生  
2. 聖マリアンナ医科大学腎高血圧内科  
佐藤 武夫先生

## 知識普及活動

(1) 研究会機関誌「腎」発行17・18号合併号(2,500部)を発行。

(2) 腎臓手帳500冊の販売。

(3) ホームページ

(URL <http://www.shouni-jin.jp/>)

アクセス数 2,621件(H16.3.31現在)

## 事務局から

## ◆神奈川県学校・腎疾患管理研究会役員

(H16.9.1現在)

会長	小橋橋 靖	聖マリアンナ医科大学小児科教授	高橋 久男	相模中央クリニック
名誉 幹事	青山 松次	鳥海病院	高橋 英彦	神奈川県立こども医療センター腎内科
	水原 春郎	聖マリアンナ医科大学名誉教授	竹中 道子	神奈川県予防医学協会専門委員
	山田 卓男		塚本 信之	塚本医院
	酒井 糾	小児腎疾患総合管理研究所長	寺島 和光	
	奥平 昌彦		富永 孝	神奈川県医師会学校保健担当理事
幹事	青木 芳和	神奈川県予防医学協会理事・総務部長	豊田 博史	豊田クリニック
	飯高喜久雄	大和市立病院副院長	内藤 佳次	神奈川県予防医学協会中央診療所部長
	五十嵐すみ子	(株)メコム	長坂 裕博	横浜市アレルギーセンター所長
	生駒 雅昭	聖マリアンナ医科大学小児科	中沢 明紀	神奈川県衛生部保健予防課長
	石館 武夫	北里研究所メディカルセンター病院院長	長洲 堯雄	長洲クリニック
	市川 家國	東海大学医学部小児科教授	中務 紀	なかむ小児科医院
	梅村 敏	横浜市立大学医学部内科学第二講座教授	中野 猛夫	中野小児科医院
	忍田 源一	忍田内科医院	新村 文男	東海大学病院小児科講師
	河西 紀昭	綾瀬厚生病院	比留川 勝	比留川医院
	神山 務	かみやま小児科クリニック	藤原 芳人	ふじわら小児科
	川田 征一	洋光台セントラルクリニック	松浦 信夫	聖徳大学人文学部児童学科
	木内 豊治	木内医院	三井 榮枝	柄沢クリニック
	菊池 幸江	川崎市立日吉中学校養護教諭	由井 史樹	由井クリニック
	小島 幸司	小島小児科医院	横田 俊平	横浜市立大学医学部小児科教授
	佐々木悦子	神奈川県教育庁教育部保健体育課長	監事 小金井武春	川崎市教育委員会健康教育課長
	佐藤 忠章	厚木子供クリニック	高橋 淳一	横浜市教育委員会健康教育課長
	佐藤千恵子	川崎市立南河原小学校養護教諭		
	末 まり子	神奈川県立立野高校養護教諭		
	鈴木 忠義	神奈川県予防医学協会顧問		

## 事務局から

## 神奈川県学校・腎疾患管理研究会会則

- 第1条 本会は神奈川県学校・腎疾患管理研究会（以下本会という）と称し事務局を神奈川県予防医学協会（横浜市中区日本大通58）におく。
- 第2条 本会は学校保健法の目的に則り、幼児・児童・生徒及び学生の腎疾患管理のあり方に関する調査研究及び普及活動を行い腎疾患対策の推進と健康管理に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1．調査研究事業の実施及び研究会の開催
  - 2．講習会・講演会の開催
  - 3．研究成果の報告、発表及び普及活動
  - 4．その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 本会の会員は次の二種とする。
- 1．一般会員 本会の目的に賛同する医師、養護教諭、教諭、その他の保健医療・教育・福祉関係者で所定の手続きを行ったもの
  - 2．賛助会員 本会の目的に賛同する個人または法人等で所定の手続きを行ったもの
- ただし、1及び2の会員は役員会の承認を得たものとする。
- 第5条 本会に次の役員を置く。  
会長1名 幹事 若干名 監事2名
- 第6条 会長・幹事・監事は会員の互選によって選出し、その任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 第7条 会長は本会を代表し会務を統轄する。  
幹事は会長より与えられた業務を分担し会務を運営する。  
監事は会務並びに会計を監査する。
- 第8条 会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。
- 第9条 本会に専門委員会を置くことができる。委員は会長がこれを委嘱する。
- 第10条 本会の会則は細則で定める額の会費を納入しなければならない。
- 第11条 本会の経費は会費及び寄附金・その他の収入をもってあてる。
- 第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第13条 本会の収支決算は総会の承認を経るものとする。
- 第14条 本会則の変更は総会の議を経て行なう。
- 第15条 本会の運営上必要な場合は役員会の議を経て細則をもうけることができる。
- （会則第4条及び第10条で定める会員の会費については細則で以下の通り）
- 細則第6条 一般会員及び賛助会員の年会費は次のように定める。
- 1．一般会員年会費は1,000円とする。
  - 2．賛助会員年会費は一口10,000円として一口以上とする。